

○財務省告示第六十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
令和元年六月三日に発行した利付国債の発行条件
等を次のとおり告示する。
令和元年七月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号	二 発行の根拠の法律及びその条項	三 振替法の適用等	四 発行方法
利付国庫債券（二年）（第四百一回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政 運営に必要な財源の確保を図る ための公債の発行の特例に關す る法律（平成二十四年法律第百 一号）第三条第一項並びに特別 會計に關する法律（平成十九年 法律第二十三号）第四十六条第 一項及び第六十二条第一項 社債、株式等の振替に關する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）及び価格 競争入札と同時に行われる入札 であつて、財務大臣が各国債市 場特別参加者ごとに応募限度額 を定めるものによる発行（以下 「国債市場特別参加者・第I非 価格競争入札発行」という。）	以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）及び価格 競争入札と同時に行われる入札 であつて、財務大臣が各国債市 場特別参加者ごとに応募限度額 を定めるものによる発行（以下 「国債市場特別参加者・第I非 価格競争入札発行」という。）	以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）及び価格 競争入札と同時に行われる入札 であつて、財務大臣が各国債市 場特別参加者ごとに応募限度額 を定めるものによる発行（以下 「国債市場特別参加者・第I非 価格競争入札発行」という。）

五

方募

イ

入札発競争

ロ

国債市場

特別参加

者第I

非価格競争

争入札発

行競争額

六

イ

発

入札発競争

行競争額

円千国項七額発四分八面行第公必四つ定う億額
 八債の十万金し十六、四、金、六、千、は、づ、き、政、法、第、四、条、第、一、項、の、規、定、に、基、づ、き、
 百に規定に、で、利、付、一、会、計、に、関、和、元、十、一、は、づ、き、法、律、第、
 六、つ、に、同、法、第、六、十、七、十、七、億、は、づ、き、
 十、い、に、基、づ、き、
 二、は、づ、き、
 億、は、づ、き、
 九、は、づ、き、
 千、は、づ、き、
 四、は、づ、き、
 百、は、づ、き、
 九、は、づ、き、
 十、は、づ、き、
 万、は、づ、き、

込募各当も各
 み限国ての申
 の度債るか込
 応額の市場。らみ
 募の場特。のう
 額を範囲別。ち
 を内参加者。募
 割に。お。額を
 当。い。ご。順
 る。て。と。の
 。各の。割
 申。応。りい

十二	ロ					イ					十	十	九	八	ロ					七											
利	行	争	非	者	特	国	入	価	発	行	行	振	額	最	行	争	非	者	特	国	入	価	込	行	争	非	者	特	国	口	
率	入	札	格	第	参	市	札	格	競	行	行	替	単	位	入	札	格	第	参	市	札	格	競	行	入	札	格	第	参	市	口
年	銭					額	格	銭	額	令	す	額	の	振	五	万					三	三	一	六	い	に	関	図	財		
〇	面					金	額	五	厘	面	金	元	°	載	万	円					千	万	兆	億	て	基	す	政			
一	額					百	円	上	の	年	六	倍	は	規	十	億					百	千	千	令	面	き	法	め	營		
パ	に					つ	き	の	そ	に	月	の	金	録	に	八	千					十	百	八	元	額	し	三	債	必	
ー	つ					き	の	れ	ぞ	き	三	に	、	振	千	七					百	千	五	度	三	利	第	一	行	財	
セ	百					円	の	れ	の	円	日	よ	る	最	百	百					八	千	五	予	千	付	国	項	の	源	
ン	十					五	募	の	の	十	と	も	の	額	十	十					四	百	八	算	分	百	債	に	規	特	確
ト	四					十	価	三	と	と	と	の	金	簿	四	四					十	二	十	十	十	つ	定	に	を		

